

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Definition of Non-Self-Governing Territories(Ⅱ)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1968-06-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2137

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



非自治地域の確定(Ⅰ)

家 正 治

はじめに

I 非自治地域に関する宣言

II 非自治地域確定のための諸活動

i) 非自治地域のリスト

ii) ベルギー・テーゼ

iii) スペインおよびポルトガル領問題(以上第18巻第5号)

III 植民地独立付与宣言(以下本号)

IV 植民地独立付与宣言履行特別委員会の諸活動

i) 宣言適用地域の暫定リスト

ii) 仏領ソマリーランドおよびオマン問題

iii) プエルト・リコおよびコモロ諸島問題

む す び

付 表

III 植民地独立付与宣言

1960年に17の独立を達成した新興国が国連に加盟した。その16ヶ国はアフリカ諸国であり、その内の14ヶ国は以前非自治地域であった諸国であった。またキプロスも以前は非自治地域であり、他の二つは信託統治地域であった。このようにA・A諸国の勢力が一挙に増大した第15総会において当時のフルシチョフ＝ソ連首相は、今や植民地主義はそのあらゆる形態および発現において完全かつ最終的に廃棄さるべきときが到来したと言明し、「植民地及びその人民に対する独立付与に関する宣言」を提案した。しかしソ連の提案では万場一致の多数を得ることができないと考えたA・A諸国は43カ国案を提出し、一カ国の反対もなく採択された。⁽⁶⁰⁾

この「植民地及びその人民に対する独立付与に関する宣言」(以下「植民地独立付与宣言」)によれば、「5. 信託統治地域及び非自治地域、または、まだ独立を達成していない他のすべての地域において、これらの地域の住民が完全な独立と自由を享受しうるようにするため、なんらの条件または留保もつけず、その自由に表明する意志及び希望に従い、人種、信仰または皮膚の色による差別なく、すべての権力をかれらに委譲するため、早急な措置が講ぜられなければならない」と宣言している。

反植民地主義諸国は当宣言を高く評価し、例えばインドは「これは国連の発展の上での画期的なものの一つである。将来歴史家はこれを国連が生み出した最も気高い宣言の一つと見なすであろう」とのべたのである。一方当宣言の表現には満足していなかった諸国も、それにもられた原則には同意するとして賛成したが、次のように言うことも忘れなかった。すなわち宣言を支持するが、それは一般的目的を声明したものとしての意味をもつにすぎないのであって、直接加盟国に法的義務を課した文字通り適用されるための立法決議としての意味をもつものでもない。総会は加盟国を拘束する立法決議を採択する権限はない。したがって法的観点からすれば世界人権宣言と同じ性質のものであるように思われる、⁽⁶¹⁾ というものである。⁽⁶²⁾

当宣言の法的拘束力の点はともかく、植民地主義を急速かつ無条件に終結せしめ、信託統治地域および非自治地域またはまだ独立を達成していない他のすべての地域の住民に完全な独立を達せしめる必要があることを総会は打ち出したのである。今やこの宣言を単に紙上のものに終らせず完全に履行されなければならない段階である。同年ホンジュラスは当宣言の履行の方法および手段を審議するために、アフリカより1カ国、ラテン・アメリカより1

(60) United Nations Review, vol.8, No. 1, 1961, pp. 6-7. なお当宣言の表決結果は賛成89, 反対0, 棄権9 (ポルトガル, スペイン, 南アフリカ, 英国, 米国, オーストラリア, ベルギー, ドミニカ, フランス)。

(61) General Assembly, Official Records, 15th session, 947th plenary meeting, 1960, p. 1278.

(62) 例えばスウェーデン代表の発言参照, *ibid.*, 937th meeting, 1960, p. 1266.

カ国、アジアより1カ国および2施政国から構成される委員会を設ける提案をしたもの⁽⁶³⁾の自発的にそれを撤回した。しかし第16回総会において、ソ連は、当宣言が植民国家によって無視され依然として世界の各地に植民地主義が残存しているとして宣言の履行問題を議題にすることを求め、それが成功するや、宣言実施のための広範な権限を有する特別委員会設置の提案を行った。一方A・A諸国は宣言の採択の際と同様に多数の諸国が受諾できるように33カ国提案を行い反対なく採択された⁽⁶⁴⁾。この決議によって設けられた「植民地独立付与宣言履行特別委員会」(通称「非植民地化委員会」)は17カ国からなり、信託統治理事会や「非自治地域情報委員会」⁽⁶⁵⁾が施政国と非施政国とが同数になるよう構成されるにたいして、施政国は3カ国(英国、米国、オーストラリア)しか加わっておらず当委員会における非施国の比重は非常に大きくなったのである。

以上のように「植民地独立付与宣言」が打ち出されまた履行のための委員会が設立された後も、非自治地域の決定の際にとられた同じ方式がとられたのであろうか。植民地解放への態勢が非常に強化された段階において、微温的な非自治地域制度の内にあるものであると決定することにはあまり意味がないとも考えられる。また宣言は単に「信託統治地域及び非自治地域」に言及するにとどまらず、「まだ独立を達成していない他のすべての地域」としている。宣言が適用される地域はどのような地域であると考えられているのか次に見ていくことにする。

IV 植民地独立付与宣言履行特別委員会の諸活動

「植民地独立付与宣言履行特別委員会」の任務は、宣言の適用を審査し、宣

(63) *ibid.*, 937th meeting, 1960, p. 1157.

(64) 賛成97, 反対0, 棄権4 (南アフリカ, スペイン, フランス, 英国), ポルトガルは表決に参加。

(65) 当委員会は前委員会を引きついで1949年に設置され、その任務は憲章第73条(e)に従って国連に送付された情報を審査して総会を援助することであった。なを第18回総会は当委員会を解散し、その機能を植民地独立付与宣言履行特別委員会に移譲した。

言履行の発展と程度に関する示唆・勧告とともに第17回総会に結果を報告することであった。当委員会は植民国家の強い反対があつたにもかかわらず、信託統治理事会に認められている請願の受理を行なうこと、また必要な場合には視察団の派遣を考慮することを決定し⁽⁶⁶⁾、また既に II (iii) でふれたように特別委員会は1962年3月7日から5月11日まで南ローデシア問題を審議し、5月21日当該地域は非自治地域である旨の報告書を総会に提出するなど活発な活動にのり出した。

i) 宣言適用地域の暫定リスト

1962年12月17日第17回総会は、特別委員会が機能遂行上とつた方法および手続をテーク・ノートし、さらに特別委員会の重要性からその構成を17カ国から24カ国に拡大することに決定した。また同総会は、同特別委員会をして、まだ独立を達成していないすべての地域に宣言を早急かつ全面的に適用させるために最適の方法・手段を研究させ、同時に第18回総会までにそれらのすべての地域に関する示唆・勧告を含めた報告を総会に提出せしめることに決定した。特別委員会は、同委員会が審議する地域のリストと審議のための当該地域の優先順序について審議し勧告する作業班(Working Group)を設置することに決定した。ついで作業班は、同委員会がとり上げる地域すなわち宣言の妥当する地域はどのような地域であるかの研究にとりかかった。

作業班は、これらの地域の完全なリストを作成するためには種々の要因を詳細に検討することが必要であると考え、第一段階として、宣言が妥当する地域の暫定的リストを作成することに決定した。作成されたリストには、(a) 信託統治地域、(b) 南西アフリカの地域、(c) 総会は憲章第11章の非自治地域であると認定したが、施政国が第73条(e)の情報を送付していない地域および(d) 施政国が情報を送付している非自治地域、の4種類の地域が⁽⁶⁷⁾列挙されている。リストに含められた地域の範ちゅうから知れるように、南西アフリカ以外に

(66) A/5238, 1962, p. 42.

(67) 暫定リストには64の地域が列挙されている。なをそれらの地域については A/5446, 1963, Annex I 参照。

は、「まだ独立を達成していない他のすべての地域」(傍点筆者)が含まれていない。かえって暫定リストの中にマカオおよび香港が含まれていることに対し、作業班のブルガリア代表は、当該地域は中華人民共和国の構成部分であってその挿入に関する立場を保留するとのべたのである。作業班は、暫定リストに加えらるべき他の地域に関して、本会期は時間の欠除から審議できなかったが、再び翌年この問題を取り上げることを提案し、特別委員会は作業班のこの提案を承認した。⁽⁶⁸⁾

ii) 仏領ソマリーランドおよびオマン問題

仏領ソマリーランドはアフリカ大陸の西海岸でアデン湾に面しエチオピアおよびソマリア共和国と国境を接している。その面積は約 230,000 km² でその多くは砂漠である。1961年の推定人口は81,000人で、ダナキル人あるいはアフール人(30,000人)、ソマリ人(24,000人)およびアラブ人(6,000人)の三つの主要グループから構成されている。首府はジブチにおかれその人口は約41,000人である。当地域は19世紀後半フランスとサルタンとの諸条約によって、フランスに併合され、フランスの海外領土となっている。⁽⁶⁸⁾

当地域の主たる政治機構は、総督(Governor)、統治会議(Government Council)および現地議会(Territorial Assembly)からなっている。総督は当地域の首長であり、フランス政府によって任命される。統治会議は、現地議会が選出する8名のもので構成され、その議長は総督がなる。また会議は現地に関係する施政に有責であり、現地議会との協議の後フランス政府が公布する法令の場合を除いては解散されない。現地議会は7選挙区から選出される32人の議員からなり、現地の問題についての規則を採択する権限をもつ。また当地域はフランス議会に代表を送りこむ。⁽⁷⁰⁾

仏領ソマリーランドは1946年に列挙された非自治地域のリストの中にあげ

(68) A/5446, 1963, pp. 15-16.

(69) A/6300/Add. 8, 1966, pp. 21-22.

(70) A/6700/Add. 11, 1967, p. 4. 1958年憲法によって現状を維持するか、海外県になるかあるいは共同体加盟国になるかの選択が与えられたが、仏領ソマリーランドは現状維持を選んだ。

られていた地域であったが、1957年に自治を達成したとして一方的に情報の送付が停止された地域である⁽⁷¹⁾。1950年にオランダがインドネシアに関する情報を停止すると通告したとき、1953年にアメリカがプエルト・リコに関し、1954年にデンマークがグリーンランドに関し、1955年にオランダがアンチルおよびスリナムに関し、また1959年にアメリカがアラスカおよびハワイに関する情報を停止すると通告したとき、総会はこれらの措置が適当であるかそれぞれ審査し承認を与えたのに対し、仏領ソマリーランドの場合にはこの手続がとられていなかった。またその後憲章第11章の非自治地域と規定されることもなかった。

1964年11月12日付の書簡で、ソマリアは特別委員会に仏領ソマリーランド問題を議題に含めるよう要請した⁽⁷²⁾。委員会は書簡をテーク・ノートし、「まだ独立を達成していない他のすべての地域」のリストの作成を引き続いて審議することにした。ソマリアは仏領ソマリーランド問題にイニシャチブを取ったが、当地域に対するソマリアの態度は次のとおりである。すなわちフランスが認める自治権は非常に限られている。エチオピアは経済的観点から当地域の解放を支持しようとはせず現状維持を望んでいる。ソマリア共和国の意向は自決権を基礎にソマリ人の居住する領土を再統合することである。しかし当地域住民の意見が自由に表明される必要があり、国連の実施する自由な人民投票が行われるべきであろう。緊急に次の行動がとられるべきである。

(1) 国連は、仏領ソマリーランドが植民地独立付与宣言の妥当する非自治地域であると確認すべきである。

(2) 国連は、自由に表明される願望にしたがって、仏領ソマリーランド人民の自決権を確認すべきである。

(3) 国連は、総会決議と憲章の精神において、早急に当地域に独立を付与するよう、またその軍隊、役人および仏領ソマリーランド人民に対する他の

(71) Progress of the Non-Self-Governing Territories Under the Charter, vol.1, 1966, p. 16.

(72) A/AC. 109/107. 1964.

すべての支配手段をとり払うようフランスに要請すべきである。

(4) 国連は、当人民の自決権の自由な表明をゆがめようともくろまれた直接・間接のあらゆる形態の圧力をひかえるよう他のすべての諸国に要請すべきである。

(5) 国連は、当地域に独立が付与されるや、その将来に関し当地域に政治的合意を形成しえるよう2年間当地域を施政すべきである。

(6) 国連は、その施政の間に、フランスによって当地域から追放されたすべての人の当地帰還を、彼らと当地との真正な結合を国連が審査することを条件に、認めるべきである。⁽⁷³⁾

一方エチオピアはジブチ（エチオピアは仏領ソマリーランドをこのように呼ぶ）に対して、歴史的、地理的および経済的観点から次のようにいう。ジブチは非常に古い時代からエチオピアの一部をなしていた。ヨーロッパ植民地主義がアフリカを分割するまでジブチは個別の地位にはなかった。地理的にもジブチはエチオピア国土の構成部分である。経済的にジブチはエチオピアに依存しており、エチオピア経済からはなれて存在しえない、⁽⁷⁴⁾ というものである。

1965年5月27日、特別委員会は仏領ソマリーランドを植民地独立付与宣言が適用される地域であると決定した。⁽⁷⁵⁾ この場合、ポルトガル施政下の諸地域および南ローデシアを非自治地域と認定した場合と異となり、特に非自治地域とことわらず宣言の適用を受ける地域としたことは注目されなければならない。

1966年当地域にあいついで流血事件が発生した。9月15日にドゴール大統領は民主的な手段で住民の意思を確認するとの声明を行った。⁽⁷⁶⁾ 12月22日には仏領ソマリーランドで行なわれるレフレンダムを規律する法律が公布された。

(73) A/6300/Add. 8, 1966, pp. 83-94.

(74) *ibid.*, pp. 95-102.

(75) A/6000, 1965, pp. 21-22.

(76) A/6300/Add. 8, 1966, pp. 33-36.

レフレンダムの質問は「貴下は当地域がフランス施政下に留まることを希望するか」というものである。フランスが構想するレフレンダムに対して、反植民地諸国から出された主張は、質問事項に独立が含まれていないことおよび公平なレフレンダムが施行するには国連の監督が必要であるということであった。1966年12月20日に採択された総会決議 2228 (XXI) はソマリーランド住民の自決と独立の権利を両確認している。独立の権利が強調されるかぎり、住民に独立を求めるかを明確に質問すべきであったであろう。また同決議は施政国に対し、事務総長と協議して、国連がレフレンダム前に駐在し、レフレンダム中にこれを監督するため適当な協定を作成するよう要請している。しかしフランスの否定的回答によって実現しなかった。植民地人民の自決の過程を国連が監督する慣行はしだいに歓迎され採用されてきており、公平なレフレンダムを施行するためには第三者の参加が必要であろう。⁽⁷⁷⁾

仏領ソマリーランドにおけるレフレンダムは1967年3月19日に行なわれた。有権者 39,312 人中 37,221 名が投票し、仏領残留賛成が 22,555 票、反対が 14,666 票であった。3月20日投票結果が発表されるやジブチで反仏暴動が発生し、ソマリアはレフレンダムを不当としアフリカ統一機構に調査を要請した。⁽⁷⁸⁾ 一方特別委員会は1968年の会期に仏領ソマリーランドを審議することに決定した。

以上のように植民地独立付与宣言が適用される地域のリストに仏領ソマリーランドがつけ加えられた。次に加えられた地域はオマンであった。オマンは1946年に作成された非自治地域のリストには含まれてなかった地域である。マスカット・オマンは8世紀以後 Imam が支配した独立国であったが、1775年頃 Imam の死亡により最初の Sultanate が誕生した。19世紀の初頭においては Sultanate が有力な機構であったが、1868年および1913年に当地の内部に Imamate が復活した。しかし1955年サルタンの軍隊は英国の援助を得

(77) 拙稿、国際的人民投票制度の展開、神戸外大論叢、昭和42年、第18巻第1号。

(78) A/6700/Add, 11, 1967, pp. 6-12.

てその地を占領した。オマン問題は Imam とサルタンの紛争を軸に、当地内部に新しく油田が発見されるにおよびますます重要性をおびてきた。現在サウジアラビアに亡命中の Imam はアラブ連盟諸国の支持を受けており、サルタンの石油資源開発のための協定を締結する権限を認めようとはしない。一方サルタンは歴史的に自己の権限は十分根拠のあるものと主張する。⁽⁷⁹⁾

1960年9月、アラブ連盟10カ国は、オマン問題を第15回総会の議題として採択するよう要請すると同時に、オマンは17世紀半ばより独立国であって英国介入の目的は石油利権の獲得にあるとして英国の軍事介入を非難した。一般委員会は議題を採択し特別政治委員会に割当ててることを決定した。特別政治委員会は時間の欠除より当問題を第16会期まで延期することに決定した。第16会期および第17会期の特別政治委員会は、総会がオマン人民の自決及び独立の権利を認め、外国軍隊のオマンからの徹退を要請し、当事者に紛争を平和的に解決するよう要請する決議を行なったが、本会議では必要な3分の2の多数を獲得しえなかった。以上のようにオマン問題は議題としてとり上げられたものの、植民地独立問題として扱われたものではなかった。しかし第18回総会においては、植民地問題を扱う第4委員会に割当てられることとなった。しかしこの段階では、植民地独立付与宣言履行特別委員会の審議対象地域として扱われていなかった。第4委員会において、特別委員会が本件を審議し第19回総会に報告することを求めるアラブ側決議案が出された。それに対しオマン問題を審査し第19回総会に報告するアド・ホック委員会の設置を求めるラ米13カ国共同決議案が提出された。後者の決議案が採択され、本会議においても採択された。

第20回総会の第4委員会においてA・A共同決議案が提出され採択された。また本会議においても1965年12月17日同決議案は採択された。同総会決議2073 (XX) は、英国の植民地主義の存在が同地域人民の自治及び独立の権利

(79) A/6300/Add. 8, 1966, pp. 106-115: Issues Before the 22nd General Assembly, International Conciliation, No. 564 (1967), pp. 81-82.

の行使を妨げていることを考慮し、特別委員会に同地域の事態を審議するよう要請した。⁽⁸⁰⁾ここにいたって当該地域は、特別委員会の審議対象地域としてすなわち宣言の妥当する地域として扱われるにいたったのである。

翌年特別委員会はオマン問題を審議し、オマンの請願者の聴聞を行なった。しかし特別委員会は、時間の欠除より、同問題を完全に審議できず、1967年に再びとり上げることにした。第21回総会は、特別委員会報告のオマンに関する章を承認し、特別委員会に同地域における事態の検討を継続するよう要請した。⁽⁸¹⁾このようにオマン問題は植民地独立問題であるとしてその後も特別委員会は検討を続けるのであるが、植民国家は強くこれに反対した。英国は、「オマンは独立国である。憲章第2条(7)によれば、いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えていない。したがって英国は当問題の審議に参加しえないだろう」と主張した。⁽⁸²⁾米国は、「133年間サルタンと条約関係を有しており、1833年以来この関係は変更されていない。主権平等にもと基いて、常にサルタンと直接交渉が行われており、Sultanateの主権は疑問視されえない」とし、オーストラリアも同様な見解を表明した。⁽⁸³⁾このような反対があったものの、反植民地主義諸国の圧力の前に、オマンは植民地独立付与宣言の対象地域となったのである。

それでは以上のように宣言適用地域の暫定リストに2地域を加えることによって、リストは完成したといえるのであろうか。

iii) プエルト・リコおよびコモロ諸島問題

1965年10月1日付の書簡でキューバ外相は、プエルトリコ問題を特別委員会の議題に含めるよう要請した。⁽⁸⁴⁾プエルト・リコは仏領ソマリーランドと同様に非自治地域として列挙されていた地域であった。1953年に施政国である

(80) A/6700/Add. 12, 1967, pp. 2-3: 国際連合第21回総会の事業(上巻), 国際連合局政治課, 447-479頁。

(81) 総会決議 2238 (XXI)。

(82) A/6700/Add. 12, 1967, p. 16.

(83) A/6300/Add. 8, 1966, p. 136.

(84) A/6000, 1965, p. 22.

米国は、同地域がプエルト・リコ自治国 (Commonwealth of Puerto Rico) として自治を達成したので情報を停止すると通告した。⁽⁸⁵⁾

憲章第73条(b)において、施政国が非自治地域の自治を發達させることを義務づけている。しかし自治の定義あるいは基準がなければ、施政国は単に形式的な自治を与えて第11章の義務から免れようとするであろう。そのため第8総会は、「当該地域が第11章の範囲内にあるかないかを決定する場合、総会と施政国によって用いられるために」要因のリストを採択した。この要因のリストには、自治の形態として、(1)独立の達成、(2)他の形態の自治および(3)本国あるいは他国との平等な地位に基づく連合、の三つの場合を認めそれぞれ自治達成の要因を設けたのである。施政国は、非自治地域が自治を達成したかどうかの決定は施政国の排他的管轄内にあると主張していたが、同決議がまた「総会が情報送付の継続あるいは停止を決定しうる為に」とのべているごとく、総会の下におこうとしたのである。⁽⁸⁶⁾

以上の手続および基準がまずとられたのがプエルト・リコであった。第8総会は、プエルト・リコ人民は自治を達成したものと認め情報停止を承認した。⁽⁸⁷⁾しかしすべての国家がプエルト・リコの自治が十分なものと見なしたわけではない。例えばインドは、プエルト・リコの現在の地位は、十分自治国としての要因に適合していないと主張した。⁽⁸⁸⁾自治達成の承認がなされたといえども、賛成26、反対11、棄権19と圧倒的多数を得たものではなかった。

1965年の特別委員会では、時間の欠除から、キューバの要請を審議することができなかつた。⁽⁸⁹⁾翌年の特別委員会ではプエルト・リコの挿入問題はさらに詳細な研究を必要とし、次回の特別委員会の初めに研究を行なうことに同意された。⁽⁹⁰⁾1967年4月の特別委員会においては、プエルトリコ及びコモロ諸

(85) Progress of the Non-Self-Governing Territories under the Charter, vol. 1, pp. 11-12.

(86) 総会決議 742 (VIII)。

(87) 総会決議 748 (VIII)。

(88) Yearbook of United Nations, 1953, p. 534.

(89) A/6000, 1965, p. 22.

島の宣言妥当地域リストへの挿入問題を審議した。

米国は次のように主張する。1948年の普通選挙では、プエルト・リコ人民は、約6対1の割合で、独立を志向する政党よりも自治国を志向する政党に投票した。1953年11月27日総会はプエルト・リコ人民が自決の権利を行使したことを認めた。総会がプエルト・リコを自治地域であると認めたからには、総会の補助機関である特別委員会がプエルト・リコを議題にのせることはできない。同地域を委員会の議題にする提案は憲章の規則に反するだけでなく、国内問題への干渉になる。したがって特別委員会が審議する地域のリストに同地域を含めるべきではない、⁽⁹¹⁾ というのである。

この主張に反論する諸国の論点は次のごとくまとめられる。すなわち植民地独立付与宣言がプエルト・リコに適用されるか、および特別委員会がプエルト・リコ問題をその議題に含める権限があるかどうか、の2つの面からである。前者に関して、宣言は、「非自治地域」、「信託統治地域」および「まだ独立を達成していない他のすべての地域」の3種を上げているが、プエルト・リコは独立国ではない。同地域の情報停止を承認した決議の後に採択されており、当然以前の決議が念頭におかれて採択されているはずである。後者に関して、総会決議 2189 (XXI) で総会は宣言妥当地域のリストに関して特別委員会がとった行動を承認しておりまたプエルト・リコ問題を次回の特別委員会で扱おうことに承認を与えている、というものである。このような対立の中で、シリアは宣言適用地域のリストにプエルト・リコを入れるかの問題の討議を無期限に延期するよう提案した。この提案は、賛成19、反対8、棄権1で採択された。⁽⁹²⁾

以上のように、非自治地域ではなくなったプエルト・リコも、宣言の対象となる地域であるか争われているのである。

1966年6月6日アデス・アベバでの特別委員会の開会演説で、アフリカ統

(90) A/6300 (Part I), 1966, pp. 74-75.

(91) A/6700 (Part I), 1967, pp. 59-60.

(92) *ibid.*, p. 58 & p. 84.

一機構の事務総長は、宣言適用地域のリストから、コモロ諸島が落ちていると指摘し、必要なる修正を求めた。⁽⁹³⁾

コモロ諸島は、仏領ソマリーランドと同様に、フランスを施政国とする非自治地域であったが、1957年フランスは一方向的に情報の送付を停止した。

1966年10月10日特別委員会は、コモロ諸島の宣言適用地域への挿入問題は詳細な研究を必要とし、時間の欠除から次回の委員会の初に研究するという作業班の報告を承認した。翌年の4月、特別委員会は、コモロ諸島の宣言適用地域への挿入問題を特別委員会にゆだねるという作業班の報告を審議したが、また特別委員会は宣言適用地域のリストにコモロ諸島を含める問題の審議を延期することに決定した。⁽⁹⁴⁾

このように、プエルト・リコの場合もコモロ諸島の場合も審議を打ち切ったのではない。かえて特別委員会は次回に宣言適用地域のリストの問題を引き続き考慮すると決定し、完全なリストの作成に努めているのである。⁽⁹⁵⁾

む す び

以上の考察からわかるように、非自治地域の確定の際に、国際連合のとった方式は大きく変ってきている。すなわち非自治地域の決定を施政国にゆだねていた段階から、植民地独立付与宣言が打ち出されるや、国連自らその機能を取り始めた。ポルトガル領および南ローデシアの場合がそれであった。しかも植民地独立付与宣言履行特別委員会の活動が軌道にのり出すや、宣言適用地域の確定に進んだ。すなわち仏領ソマリーランド及びオマンの場合がそれである。もはやこの段階にいたっては、緩い国際責務しか課さない非自治地域制度は現在においては適応しえなくなったものと考えられる。しかも未だ解決はしていないとはいえども、過去に「自治承認」がなされたプエルト・リコが、宣言適用地域の候補に上っているのを見ると、植民地解放へ

(93) A/6300 (Part I), 1966, p. 73.

(94) A/6700 (Part I), 1967, pp. 58-59.

(95) *ibid.*, p. 59.

の国連の態勢が大きく発展している証拠ともいえる。

もちろん、このような発展は自然にもたらされたものではなく、反植民地主義諸国の力によるものであった。

しかし、今後の植民地解放の道は楽な面ばかりではない。例えばアンゴラ、モザンビク等を施政するポルトガル、南西アフリカを施政する南アフリカの頑強な抵抗は今後の道の険しさを感じさせるものである。

(付表)

植民地独立付与宣言履行特別委員会の審議対象地域のリスト

種 類	地 域 名	施 政 国	面積 (km ²)	人口 <small>(1963年ある い1964は年 の推定人口 : 単位千)</small>
(a) 信託統治地 域	ニュー・ギニア	オーストラリア	240,870	1,539
	ナウル ⁽¹⁾	オーストラリア, ニュー・ジーランド, 英国	21	5
	太平洋諸島 ⁽²⁾	米 国	1,813	90
(b) 南西アフリ カの地域	南西アフリカ	南アフリカ	823,264	554
(c) 総会が憲章 第11章の非自 治地域と決定 したが施政国 によって情報 が送付されて いない地域	アンゴラ(カビンダ の飛び地を含む) ⁽³⁾	ポルトガル	1,246,700	5,084
	モザンビク ⁽³⁾	〃	771,125	6,872
	ギニア(ポルトガル 領ギニア) ⁽³⁾	〃	36,125	525
	ケープ・ベルデ諸島 ⁽³⁾	〃	4,033	218
	サオ・トメ及びプリン チペとそれらの属地 ⁽³⁾	〃	964	56
	マカオと属地 ⁽³⁾	〃	16	72
	チモールと属地 ⁽³⁾	〃	18,990	543
	南ローデシア ⁽⁴⁾	英 国	389,362	4,140
(d) 施政国が情 報を送付して いる地域	ココス(キーリング) 諸島	オーストラリア	13	1
	パプア	〃	234,498	562
	ニュー・ヘブリデス ⁽⁵⁾	フランスおよび 英国	14,763	66
	ニウエ諸島	ニュー・ジーラ ンド	259	5
	トケラウ諸島	〃	10	2
	フェルナンド・ポー	ス ペ イ ン	2,034	70
	イフニ	〃	1,500	50
	リオムニイ	〃	26,017	193
	スペイン領サハラ	〃	266,000	25
	アンティガ	英 国	442	61
	バハマ諸島	〃	11,396	131
	バーミューダ	〃	53	48
	英領ホンジュラス	〃	22,963	103
英領ヴァージン諸島	〃	153	8	

種 類	地 域 名	施 政 国	面積 (km ²)	人口 (1963年あるいは1964年の推定人口、単位千)
	ブルネイ	英 国	5,765	93
	カイマン諸島	〃	259	9
	ドミニカ	〃	789	63
	フォークランド諸島	〃	11,961	2
	フィジー	〃	18,272	449
	ジブラルタル	〃	6	24
	ギルバート・エリス諸島	〃	905	50
	グレナダ	〃	344	90
	香 港	〃	1,031	3,410
	モントセラット	〃	83	13
	ピトチアン諸島	〃	5	0.08
	セント・ヘレナ	〃	419	5
	セント・キッツ・ネ ヴィス・アングイラ	〃	396	61
	セント・ルシア	〃	616	94
	セント・ヴァンセント	〃	389	84
	セイシェルス	〃	404	45
	ソロモン諸島	〃	29,785	133
	スワジランド	〃	17,363	285
	タークス・カイコス 諸島	〃	430	6
	アメリカン・サモア	米 国	197	22
	グ ァ ム	〃	549	69
	米領ヴァージン諸島	〃	344	41
(e) その他の地域	仏領ソマリランド	フ ラ ン ス	23,000	80
	オ マ ン	英 国	212,000	676

- (1) オーストラリア、ニュー・ジーランドおよび英国を代表してオーストラリアが施政する。
- (2) 憲章第82条の戦略地区に指定されている。
- (3) 総会決議 1542 (XV)。
- (4) 総会決議 1747 (XVII)。
- (5) 英仏共管。